

○ 室蘭市火災予防条例中一部改正の件について

1. 条例改正の理由

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の全出力の上限を撤廃するほか火災予防上必要な措置を見直すとともに、規定の整備を行うもの

2. 条例改正の概要

(1) 急速充電設備に関する事項

ア 急速充電設備の全出力の上限（200キロワット）を撤廃

イ 急速充電設備に関する火災予防上必要な措置の見直し

(ア) 充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないもの）の取扱いに関して、以下の規定を適用除外とするもの

・ 筐体を不燃性の金属材料で造ること

・ 屋外に設けるものは、建築物から3メートル以上の距離を保つこと

(イ) 利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に緊急停止装置を設けなければならないもの 等を規定

(2) 喫煙等に関する規定の見直し

ア 「喫煙所」と表示した標識について、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は設置不要

イ 「禁煙」、「火気厳禁」及び「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格に適合しなければならない。

3. 施行期日

公布の日から施行する。ただし、(1)の改正規定については令和5年10月1日から施行する。